

# 日本赤十字社 長崎原爆諫早病院訪問看護ステーション運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、日本赤十字社が開設する日本赤十字社長崎原爆諫早病院訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師が利用者に対し、赤十字の理念に基づき地域社会、在宅において、療養者の療養生活を支援し、生活の質の確保が図れるよう適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 ステーションの看護師は、利用者の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 2 事業の実施にあたっては、日本赤十字社長崎原爆諫早病院、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 看護師は、自ら提供するサービスの質を評価し、常にその質の向上を図り、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、実施体制の整備に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行うステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：日本赤十字社長崎原爆諫早病院訪問看護ステーション
- (2) 所在地：長崎県諫早市多良見町化屋 986-2  
日本赤十字社 長崎原爆諫早病院内に設置する。

## (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師 1名  
管理者はステーションの従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行い適切な事業の運営が行われるよう統括する。
- (2) 看護職員：看護師 4名  
看護職員は指定訪問看護等の提供に当たり、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書）を作成する。
- (3) 事務員：1名  
事務職員は必要な事務を行う。

## (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日と営業時間については、日本赤十字社長崎原爆諫早病院就業規則規定に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：原則として月曜日～金曜日 ただし休日は次のとおりとする。  
土曜日、日曜日、国民の祝日、日本赤十字社創立記念日（5月1日）、  
12月29日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：8時30分～17時00分までとする。
- (3) 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(指定訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者に主治医がない場合は、ステーションから主治医の選定について日本赤十字社長崎原爆諫早病院医師に相談する。
- (3) ステーションは、訪問看護の提供を開始するにあたり、あらかじめ利用者又は家族に対し運営規程の概要及び重要事項を記載した書面を交付し説明を行い、別に定める同意書及び訪問看護契約書を取り交わすものとする。

(指定訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、障害、日常生活の状態や療養環境の観察
- (2) 清拭、洗髪、入浴の介助等 清潔の保持援助
- (3) 食事 排泄等、日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) カテーテル等の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置
- (10) 精神的支援

(緊急時等における対応方法)

第8条 看護師は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(指定訪問看護等の利用料その他の費用の額)

第9条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときには、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 交通費について

訪問看護実施地域は、当ステーションから半径 10 km 圏内は無料とする。

第10条 の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、1 kmにつき 100 円の交通費を徴収し、最大 500 円までとする。

また、駐車スペースが確保できない場所であって、路上駐車も困難な場合は有料の駐車場を利用することとし、実費は利用者より徴収する。また有料道路の利用の場合の実費も利用者より徴収する。

3 その他の利用料について、それぞれの額を実費として利用者より徴収するものとする。

- (1) 休日訪問看護料 : 3,000 円 (医療保険適応の場合)
- (2) 長時間訪問看護料 : 30 分につき 1,000 円 (90 分以上)  
(特別管理加算算定者以外の医療保険適応)

(3) エンゼルケア費 : 10,000 円

4 日常生活上必要な物品については、実費負担とする。

5 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の訪問看護実施地域は、諫早市多良見町を中心に当ステーションから半径10km圏内とする。

ただし特殊な事情がある場合はこの限りではない。

（相談・苦情処理）

第11条 指定訪問看護等の提供に係る利用者からの相談・苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

（事故発生時の対応）

第12条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあたっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（高齢者虐待防止法）

第13条 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

2 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上、適切な支援の実施に努めます。

3 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が契約者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

4 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

（その他運営についての留意事項）

第14条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

2 従事者は業務上知り得た個人情報を保護し、漏らさないように必要な措置を講じる。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 定められた記録（管理、訪問看護等）を作成し、保存期間は訪問看護完結の日から最低5年とする。

5 医事、会計、管財、人事等事務的な業務は日本赤十字社長崎原爆諫早病院の協力を得る。

6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は日本赤十字社長崎原爆諫早病院の中に訪問看護ステーション運営委員会をおいて定めるものとする。

附則 この規程は令和7年6月1日から施行する。

日本赤十字社長崎原爆諫早病院訪問看護ステーション

2016年7月1日

2017年9月1日一部改訂

2018年10月22日一部改訂

2022年5月18日一部改訂

2023年3月13日一部改訂

2025年5月28日一部改訂